

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| | | 改 正 後 | | | 改 正 前 |
|---|---|-------|---|--|-------|
| 附 則 | | | 附 則 | | |
| <p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等） 第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。</p> | | | <p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等） 第三十五条 「同上」</p> | | |
| 〔略〕 | <p>第十四条第四項 銀行法施行令第四条第六項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの</p> | 〔同上〕 | 第十四条第四項 | <p>銀行法施行令第四条第六項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの</p> | |
| 第十四条第五項 | <p>銀行法施行規則第十四条第二項及び第四項の規定を準用する場合</p> | | | | |

| | | | | | |
|----------------|---|--|--|--|--|
| 第十四条第六項 | 一又は複数の資産を裏付けとして間接的に行う信用の供与等の額の計上又は算出 | | | | |
| 第十四条の二第二項 | 銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額の計算 | | | | |
| 第十四条の二第二項 | 銀行法施行規則第十四条の二第一項の規定を準用する場合 | | | | |
| 第十四条の二第三項 | 銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額 | | | | |
| 〔略〕 | | | | | |
| 第十四条の六第二項 | 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認の申請 | | | | |
| 第十四条の六の二 | 銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う特定承継会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者 | | | | |
| 第十四条の七第一項及び第五項 | 銀行法施行令第四条の二第二項に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの | | | | |

| | | | | | |
|----------------|--|--|--|--|--|
| 第十四条の二第二項 | 銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額の計算 | | | | |
| 第十四条の二第二項 | 銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額 | | | | |
| 〔同上〕 | | | | | |
| 第十四条の六第二項 | 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認の申請 | | | | |
| 第十四条の七第一項及び第五項 | 銀行法施行令第四条の二第二項に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの | | | | |

〔略〕

2
〔略〕

〔特定承継会社の同一人に対する信用の供与等に関する特例〕
第三十五条の二 〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔同上〕

2
〔同上〕

〔特定承継会社の同一人に対する信用の供与等に関する特例〕
第三十五条の二 〔1〕前条第一項において準用する銀行法施行規則
（以下この条において「準用銀行法施行規則」という。）第十四条
第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、
適用しない。

2|| 準用銀行法施行規則第十四条第二項及び第四項の規定は、特定承
継会社の清算機関（特定承継会社（当該特定承継会社以外の特定承
継会社を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商
品取引清算機関（金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融
商品取引清算機関をいう。）、商品取引清算機関（商品先物取引法
（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商
品取引清算機関をいう。）又はこれらに準ずる外国の機関（設立さ
れた国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、か
つ、当該規制及び監督を受けている者に限る。）である者をいう。
以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（法附則第三十
三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条第一項本文に規定
する信用の供与等をいう。）であつて、清算機関が行う業務（金融
商品取引法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務

1] 前条第一項において準用する銀行法施行規則第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。

3] 準用銀行法施行規則第十四条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。